

平成28年2月29日

平成28年3月1日

過疎地域自立促進計画特別委員会

阿久根市議会

- 1 会 議 名 過疎地域自立促進計画特別委員会
- 2 日 時 平成28年2月29日(月) 15時10分開会
16時03分閉会
- 3 場 所 議場
- 4 出席委員 岩崎健二委員長、白石純一副委員長、渡辺久治委員、
濱田洋一委員、西田数市委員、竹原信一委員、
仮屋園一徳委員、竹原恵美委員、野畑直委員、
中面幸人委員、大田重男委員、濱崎國治委員
牟田学委員、濱之上大成委員、山田勝委員
(木下孝行議長)
- 5 事務局職員 議事係長 東 岳也、議事係 大漣 昭裕
- 6 説 明 員
・ 企画調整課
課 長 山 元 正 彦 君 課長補佐 池 田 英 人 君
- 7 会議に付した事件
・ 正副委員長の互選について
・ 議案第6号 阿久根市過疎自立促進計画(平成28年度～平成32年度)
について
- 8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

岩崎健二委員長

ただいまから、過疎地域自立促進計画特別委員会を開会いたします。

本委員会に付託になった案件は、議案第6号 阿久根市過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）についてであります。日程については、配付いたしました日程表のとおり進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、先の委員会で決定いただきました通り、まず説明については企画調整課で第1章から第10章まで行い、その後、各章ごとに所管課を呼び、質疑を行いたいと思っております。

付託された議案に対する現地調査は所管課への質疑のあとお諮りいたします。それでは、それでは、過疎地域自立促進計画について審査に入ります。企画調整課長の説明を求めます。

山元企画調整課長

議案第6号「阿久根市過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）について、ご説明いたします。

はじめに、第1章から第10章まで、計画全体の概要につきまして、企画調整課において、ご説明させていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。まず、1ページをお開きください。第1節阿久根市の概況、1自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要については、前計画と大きな変化はございません。交通体系では、南九州西回り自動車道は、平成27年に阿久根北インターチェンジから阿久根インターチェンジ間、野田インターチェンジから阿久根北インターチェンジ間が供用開始されましたが、依然として高速交通体系から取り残されており、産業経済振興の阻害要因となっております。2ページをお開きください。2過疎の状況です。本市の人口は依然として減少傾向にあり、過疎化が進行し、基礎的条件の厳しい集落の再生対策が喫緊の課題となっております。3ページからは、平成22年度から平成27年度までの前計画を踏まえ、1の産業の振興から、9その他地域の自立促進に関し必要な事項まで、各分野の現在の課題、今後の見通し等についての総括でございます。具体的内容につきましては、後ほど、第2章以降でご説明させていただきます。10ページをお開きください。3社会経済的発展の方向の概要ですが、本市は、やはり基幹産業である第一次産業が再生することが活性化につながるものであり、本市で生産された産物を地元で加工し付加価値をつけて販売するためには、第一次産業の六次産業化への取組、農商工連携の取組を進める必要がございます。特に高速交通に対応した道路網の整備が急がれることから、南九州西回り自動車道及び北薩横断道路の早期完成に向けた取組を強化する必要があります。11ページをお開きください。第2節人口及び産業の推移と動向です。人口の推移と今後の見通しですが、昭和35年から平成22年までの50年間の人口減少率は40.5%と、非常に高く、近年の傾向でも減少率が高くなってきております。また、65歳以上の高齢化率は平成22年で35.1%であり、今後も高くなる傾向にあります。12ページ、2.産業構造、各産業別の現況と今後の動向ですが、平成17年から平成22年までの5年間の就業人口は第1次産業、第2次産業、第3次産業のすべてで減少しており、特に第1次産業における減少率が大きくなっております。各産業分野において担い手、後継者の確保は重要な課題であります。

13ページ、第3節行財政の状況です。本市では、安定的な財政基盤の確立と行政への市民参加を促進するため、平成24年度から平成28年度までの5年間を実施期間とする第5次行政改革大綱が策定され、5つの改革を基本理念に沿って実施計画を定め、具体的な施策を推進しております。本市の財政状況は、義務的経費は、これまでの行政改革の取組により減少傾向ではありますが、経常収支比率については、平成26年度91.6%となっており、他市あるいは類似団体と比較して依然として高い水準にあります。平成26年度の実質公債比

率は8.9%、将来負担比率は算定されておらず、健全化判断比率については改善傾向にありますが、税収などの自主財源が少ない脆弱な財政基盤にあり、引き続き厳しい財政運営状況にあります。今後の財政運営としては、弾力的で安定した財政基盤を築くため、中長期的視点に立った政策運営を行う必要があると考えております。自主財源の確保を図りながら、効率的で健全な財政運営を推進してまいります。

15ページをお開きください。第4節地域の自立促進の基本方針になります。1の将来像は、「自然と人が共生するまち」をあるべき姿として、第5次阿久根市総合計画の基本目標である、(1)誰もが安心していきいきと暮らせるまち、(2)自然と共生し快適で住みよいまち、(3)地域の特性を活かし豊かさが実感できるまち、(4)豊かな人と文化をはぐくみ瞳かがやくまち、(5)一人ひとりが主役の誇りを持てるまちの5項目を、将来像として掲げております。2の基本的施策では各分野の基本方針を掲載しております。具体的内容につきましては、この後、第2章以降でご説明させていただきます。

19ページ、第5節は計画期間であります。本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間です。

次に、20ページをお開きください。

第2章産業の振興についてご説明いたします。(1)現況と問題点についてであります。

1の農業の振興につきましては、近年、農作物価格の低迷や農家の高齢化・後継者不足を背景として、農業生産性の低下、耕作放棄地の増加などさまざまな問題が起こっております。また、農業生産基盤整備等の遅れによる構造的課題も多く、自然災害に対応できる基盤整備が望まれているところでございます。経営耕地面積についても年々減少しており、耕作放棄地解消の取組が緊急課題といえます。農業の六次産業化については、農作物の生産・加工・販売までの整備が必要であり、農・商・工連携による新たな販路拡大の推進も重要な課題となっております。畜産につきましては、生産から肥育までの地域内一貫体制や個々の一貫経営を推進し、ブランドの確立を図るなど、経営の安定対策が必要であります。また、口蹄疫・鳥インフルエンザ等の防疫体制強化についても、安全・安心指向の消費者ニーズに対応した畜産物の供給体制が求められております。さらに、農村社会の活性化を図るためには、各地域におけるリーダー育成が最重要課題であり、最終的には集落営農、あるいは法人化といった組織化が求められております。21ページをご覧ください。

2の林業の振興につきましては、本市の総面積の58%を占める森林は、次世代に引き継ぐべき財産であり、これを支える林業の役割は重要であります。木材価格の長期低迷と経営コストの増加から経営意欲が失われ、森林のもつ公益的機能が低下してきております。近年、木質バイオマス発電所の建設により木材需要が拡大していることから、適正な森林整備及び維持保全等を進める必要があります。林道は、17路線ありますが、その中には、未改良路線や行き止まりの道路があり、基幹施設としての役割が十分果たされていない状況にあります。22ページをお開きください。

3の水産業の振興につきましては、漁獲量は、平成3年度をピークに減少傾向にあり、漁家収入も減少しております。長期化する漁獲量の減少に歯止めをかけるため、資源管理型漁業を推進するとともに、栽培漁業センターで生産したヒラメなどの種苗放流を実施し、「つくり育てる漁業」を推進してきたところであります。また、磯焼け対策として、藻場の回復に取り組んでおり、海藻が回復してきた水域も徐々に広がっております。漁業就業者の動向については、正組合員が減少し、准組合員は増加傾向にあります。高齢化が進む中、後継者の育成及びその対策が重要な課題となっております。港湾施設の整備については、今後は、施設の老朽化に伴う長寿命化を図り、良好な施設の維持管理に引き続き努める必要があります。23ページをご覧ください。

4の地場産業の振興につきましては、本市は「アクネうまいネ自然だネ」を統一ブランドとし、特産品の販路拡大と新商品開発に努めてまいりましたが、新商品も限られ、販路も十分には拡大できていない現状であります。特産品販路拡大事業の活用により、新商品開発や販

路拡大が期待されるものと考えております。24ページをお開きください。

5の企業の誘致対策につきましては、過去5年間で立地協定を締結した企業件数は5件であり、その全てが市内企業の増設であります。本市の企業立地促進補助金の規定では補助を受けられない企業が多いため、立地環境の整備と同時に交付要綱の見直しが必要であると考えております。

6の起業の促進につきましては、地域間競争は激化しており、本市の地域資源を活用した創造的な新分野への進出を図る中小企業の育成が課題となっております。起業を促進するためには、研究開発から事業化までの総合的な支援が必要であります。人材育成のための環境整備が十分とは言えず、起業の実例は数少ない状況でございます。起業支援の拡充はもとより、人材育成や立地環境の整備を図ることが必要であると考えております。

7の商業の振興につきましては、近年、事業所数、年間商品販売額ともに減少しております。商店街を活性化し再生を図るためには、消費者ニーズに対応した特色ある店舗づくりを行うとともに、商店街の活性化を組織的に取り組むことが重要であります。後継者不足により補助事業の活用に向けた協議が進まない状況にあります。また、大駐車場を備えた大型商業施設の立地により、買い物客が一極集中し、空き店舗が増加するなど、非常に厳しい状況にあります。25ページをご覧ください。

8の観光またはレクリエーションにつきましては、本市の観光は、観光施設や案内看板など、観光客を迎える施設が十分とは言えず、観光ニーズの多様化に対応した商品づくりが遅れている状況にあります。体験型観光の拡充と同時に、日帰り、宿泊客それぞれのニーズに対応した、観光地、イベント情報などの情報提供が必要であります。また、うに井祭りや伊勢えび祭りでは、市内外から多くの来客者を得ており、今後もこうしたイベントや祭りなどの最新の魅力を、効果的に情報発信する必要があります。このため、官民一体となった観光地づくりに取り組み、新たな観光資源の発掘など、地域の魅力を最大限に引き出す取組を進めるとともに、近隣市町との連携した観光ルートの設定を行う必要があります。

次に、(2)その対策であります。

1の農業の振興につきましては、安全・安心で高品質な農畜産物の安定供給を目指し、農業生産活動の省力化、後継者及び担い手の育成確保、生産基盤や農村環境の整備、「人・農地プラン」に基づく積極的な話し合い活動に取り組みながら、農業・農村の持つ多面的機能を十分に発揮させ、農村地域の活性化及び生活の向上を図ることとしております。26ページをお開きください。

2の林業の振興につきましては、除伐等の保育事業、生産性を重視した間伐事業など、きめ細かい森林整備を推進するとともに、特用林産物の産地化・銘柄化が可能な地域について、自立できる中核生産者の育成、産地化形成の促進を図ってまいります。さらに、効果的な林業経営や森林の適正な管理に努め、山村地域の生活環境基盤の形成を図るため、林道、作業道の整備を計画的に進めることとしております。27ページをご覧ください。

3の水産業の振興につきましては、栽培漁業センターにおいて種苗生産に取り組むとともに、藻場の育成など漁業資源の育成・確保に努め、「つくり育てる漁業」を推進いたします。また、生産組織の充実強化・育成を推進し、後継者の確保に努めてまいります。さらに、漁獲物の付加価値を高めるため、PR活動、魚食普及活動を積極的に行うとともに、港湾施設は、「港湾施設長寿命化計画」に基づき維持管理に努めてまいります。28ページをお開きください。

4の地場産業の振興につきましては、農商工連携による新たな事業や産業を創出できるよう支援を進めるとともに、各種支援策を活用した若手経営者の育成、販路拡大につながるPR活動を行ってまいります。

5の企業の誘致対策につきましては、産業の振興及び雇用機会の増大を図るため、積極的な誘致活動を推進するとともに、地元企業の規模拡大に対し、各種支援策の情報提供に努めてまいります。

6の起業の促進につきましては、既存企業の規模拡大や新規創業を積極的に支援するとともに、中小企業振興資金の利子や保証料の一部を助成することとしております。

7の商業の振興につきましては、商店街の活性化を図るため、地域の創意工夫に基づいた取組を支援するとともに、まちづくりを担う中心的人材の育成を図ってまいります。29ページをお開きください。観光またはレクリエーションにつきましては、豊かな自然と資源を生かした体験型観光の充実を図り、交流人口の増加を推進するとともに、阿久根の魅力を積極的に情報発信し、誘客宣伝活動を行ってまいります。30ページをお開きください。

(3)の事業計画につきましては、計画案に記載のとおり、57事業を掲載しております。

次に、36ページをお開きください。

第3章交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進についてご説明いたします。

(1)現況と問題点についてであります。

1の交通体系の整備について、高速交通体系においては、平成27年3月に南九州西回り自動車道の川内隈之城道路が全線供用開始し、鹿児島ICから薩摩川内水引ICまで繋がり、出水阿久根道路の野田ICから阿久根IC間が供用開始されたところであり、出水阿久根道路については、出水IC(仮称)から阿久根北IC間が平成29年度までに全線供用開始予定であります。阿久根ICから薩摩川内水引IC間の阿久根川内道路は、平成27年4月に新規事業化され、今後、測量設計、地質調査、用地調査などが進められる状況であります。北薩横断道路は、阿久根高尾野道路(仮称)のルートが高尾野ICから南九州西回り自動車道阿久根北IC付近の国道3号線と示され、県は事業化に向けての必要な調査等を進めているところであり、早期事業化に向けて、関係機関への要望活動を行っていく必要があります。国道3号及び国道389号は、通行車両の安全確保と円滑化が図られている状況にありますが、歩道整備事業の実施や検討が進められていることから、引き続き整備要望を推進し、歩行者の安全向上を図っていく必要があります。市街地においては、一部区間においてアーケードの撤去が行われたことから、歩行者等の夜間における安全確保や公共交通機関利用者の利便性向上に向けた整備の要望を行っていく必要があります。県道は、脇本赤瀬川線において、整備区間となった槁之浦工区の整備推進と未改良で通行の支障となっている区間の整備計画を推進する必要があります。市道については、年次的な計画に沿って整備を推進しておりますが、維持修繕的な要望は終わることなく数多く寄せられている状況にあります。また、市民生活を支える道路及び橋りょうは老朽化が進んでおり、橋りょう長寿命化計画に沿った整備を推進するとともに、道路整備においては計画的な改修、改善を図ることが重要であります。農道・林道は、市道と一体となった整備が必要であります。37ページをご覧ください。

2の交通確保対策について、肥薩おれんじ鉄道は、開業2年目から減価償却前赤字を計上しており、依然として厳しい経営状況が続いております。路線バスは、4系統が運行されておりますが、利用者の減少により運行の維持が困難となり、生活交通路線維持費補助金を交付している系統もあります。また、公共交通機関から離れた地域に居住している高齢者などは、移動手段が限られているため、乗合タクシーの運行などを行っております。今後も、交通弱者の交通手段を確保し、経済的負担を軽減することにより、暮らしやすい生活環境を整えることが課題となっております。

3の情報化の推進については、市のホームページを通じ、市民生活に必要な情報の提供などを行っており、今後もさらなるホームページの充実に努める必要があります。一方、通信インフラの整備については、採算性等の問題から地域間格差が生じることが懸念されており、民間通信事業者との連携により、これらの問題の解消を図る必要があります。38ページをお開きください。

4の地域間交流の促進について、本市の自然環境を生かした体験メニューの拡充を図り、移住・定住の促進を図る必要がありますが、受入事業所・民家が少ない状況にあります。

次に、(2)その対策であります。

1の交通体系の整備では、高速交通体系及び地域高規格道路の整備促進については、各種協議会等に積極的に参加し、国や県等に対し要望・要請の強化を図ってまいります。国道、県道については、計画的な整備改善が図られるよう引き続き関係機関と連携し、所要箇所の改善に努めてまいります。市道については、南九州西回り自動車道や国道、県道等に機能的に接続する道路網の整備に努めることとし、改良や補修の整備を推進してまいります。また、老朽化が進む橋りょうについては、橋りょう点検を実施するとともに、橋りょう長寿命化修繕計画に基づいた改修に努めてまいります。39ページをご覧ください。

2の交通確保対策では、肥薩おれんじ鉄道については、地域住民の重要な交通機関として利用促進を図るとともに、県や沿線自治体と連携した取組を進めてまいります。また、路線バスの維持・確保に努め、利用者の利便性が向上するよう支援を行ってまいります。さらに、交通空白地域における交通手段の確保を図るとともに、地域における公共交通のあり方を総合的に検討し、利便性の高い地域公共交通の充実に努めてまいります。

3の情報化の推進については、高度化する情報化社会に対応するため、市民生活の活性化に資する行政の情報化を推進してまいります。40ページをお開きください。

4の地域間交流の促進については、本市の恵まれた自然環境を生かした体験メニューの拡充を図り、山間部や都市部に住む方々との交流を深め、移住・定住の促進を図ることとしております。

(3)事業計画につきましては、26事業を掲載したところであります。次に、43ページをお開きください。

第4章生活環境の整備についてご説明いたします。

(1)現況と問題点についてであります。

1の水道施設の整備につきましては、近年、人口減少と節水型社会の普及による需要の減少から有収水量は減少傾向にありますが、今後も水源の確保や、限りある水資源の有効利用を図り、水質保全、各種施設の整備等と併せて合理的な運営に努める必要があります。また、簡易水道は、平成16年から行政が直接運営し、事業を統合してきておりますが、さらなる経営の安定化、効率化を図る必要があります。共同水道については、施設の老朽化と集落の人口減少とともに高齢化が進んでいることから、水質の安全性、維持管理及び運営に支障を来しているところであります。

2の下水処理施設の整備につきましては、生活排水処理対策としては、生活排水処理基本計画に基づき、合併処理浄化槽の設置を推進しており、公共用水域の水質保全が図られておりますが、今後の整備をいかに推進するかが課題となっております。都市下水路の整備は、排水路沿線の生活環境改善を図るため早急な整備が必要であると考えております。44ページをお開きください。

3の一般廃棄物処理対策として、し尿・ごみ処理については、一般廃棄物処理実施計画に基づき、北薩広域行政事務組合で共同処理されております。し尿及び浄化槽汚泥については、衛生センターに搬入、処理されております。家庭系一般廃棄物については、市が委託する4業者が収集運搬し、環境センター等に搬入しており、事業所系一般廃棄物については、事業所自らが市の許可業者に委託することにより処理しております。平成26年度におけるごみ排出量は、平成25年度実績と比較して減少しているものの、さらなるごみの減量化が必要です。また、生ごみ堆肥化処理モデル事業として、平成27年度は20集落で実施しており、積極的にこの事業の趣旨を啓発し、生ごみの排出量を増やす必要があるものと考えております。また、北薩広域行政事務組合の現在の焼却施設は、稼働期限が迫っていることから、新焼却処理施設について早急に完成することが求められております。45ページをご覧ください。

4の消防・防災につきましては、本市の消防体制は、消防署の常備消防と消防団の非常備

消防のほか、5地区において自主的な自衛消防隊を組織し、市民の安全・安心を確保するため活動しております。火災から自身や家族の大切な生命、財産を守るためには、家庭における防火知識の習得と地域全体での防災意識の高揚を図り、万が一災害が発生した場合は、迅速かつ確実に対応できる消防・救急体制の確立を図る必要があります。また、消防機器の更新や防火水槽の設置など消防力の強化を図る必要があります。非常備消防は、団員数の減少により各種の災害出動に影響が出ることのないように、団員確保に努める必要があります。救急業務については、より高度化、専門化してきており、知識と技術を維持向上していく研修も必要不可欠であります。防災については、局地的な集中豪雨や台風の頻発などの異常気象が発生しており、状況等の把握に努めながら適宜な対応を図る必要があります。また、市内には、多くの災害危険箇所があり、人的被害防止を図るための対応が求められております。住民への情報伝達手段としては、防災行政無線の戸別受信機を各区の有線放送又は無線放送と接続しており、市からの放送が直接住民へ届くようになっております。今後も引き続き適時、適正な運用を図る必要があります。また、自主防災組織においては、未組織の区もあることから、引き続きその組織化を図る必要があります。46ページをお開きください。

5の住宅の整備につきましては、現在市営住宅は31団地、管理戸数は市営525戸、一般住宅8戸合計533戸となっておりますが、多くが老朽化が進み、修繕費等の経費が増大しております。環境面においても生活排水問題等の環境汚染が心配されているほか、多くの住宅が汲み取り式のトイレなど生活環境の改善が必要であります。

次に、(2)その対策についてであります。

1の水道施設の整備につきましては、上水道においては、施設の事故及び更新履歴の把握を行うとともに、重要度、優先度を踏まえた更新整備を行い、施設全体のライフサイクルコストの減少に努めてまいります。また、簡易水道の経営の安定化、効率化を図り、老朽化した施設を更新整備し安定供給に努めるとともに、水道未普及地の解消に努めてまいります。共同水道は、水道の管理について市直営への移管を推進してまいります。47ページをご覧ください。

2の下水処理施設の整備につきましては、合併処理浄化槽の設置への補助を引き続き実施し、合併処理浄化槽への転換を推進してまいります。また、合併処理浄化槽の有効性の周知等により、生活排水対策への意識向上を図るとともに、都市下水路の整備を計画的に実施し、生活環境の改善を図ってまいります。

3の一般廃棄物処理対策として、家庭系一般廃棄物については、衛生自治会と十分に連携を取りながら、ごみ減量化への取組が実践される環境づくりを推進し、事業所ごみについては、分別体制等を確立して、さらなるごみ減量化を図ってまいります。

4の消防・防災として、消防につきましては、市民に対する啓発活動を積極的に推進し、消防体制の充実と消防力の強化を図ってまいります。また、非常備消防については、消防団員の確保及び指導育成に努め、地域の防災体制の拠点としての機能充実に努めてまいります。救急業務については、救急業務の高度化、専門化を図り、救命効果の向上に努めてまいります。また、防災行政無線等による正確かつ迅速な防災情報の提供を行い、災害防止に努めるとともに、災害危険箇所の点検・周知徹底を図ってまいります。

5の住宅の整備につきましては、公営住宅の現状を正確に分析し、今後の方針を公営住宅長寿命化計画に基づき決定することとしております。建替え等による住宅については、良質で安全な住宅提供に努め、改修等が必要な住宅については、住環境に充分配慮し生活環境の改善を図ってまいります。また、老朽化した住宅は、その廃止、除去処分を検討してまいります。49ページをお開きください。

(3)の事業計画につきましては、26事業を掲載しております。次に、51ページをお開きください。

第5章高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進についてご説明いたします。

(1) 現況と問題点についてであります。

1の高齢者の保健及び福祉の向上及び増進につきましては、本市の高齢化率は、平成27年4月1日現在で37.45%であり、市民の3人に1人以上が65歳以上の高齢者という状況であります。また、高齢化の進行に併せて、独居高齢者や老老介護世帯の増加も著しく、認知症高齢者や独居高齢者、高齢者のみの世帯の更なる増加が見込まれます。そのため、地域包括ケア体制の構築が大きな課題となっております。

2の児童の保健及び福祉の向上及び増進につきましては、本市では、平成22年度から保育料を半額程度に減額し、平成23年度からは、医療費の助成対象を中学生までに拡大するなど、経済的負担の軽減に取り組んでまいりました。現在、公立保育所1園、私立保育所5園、認定子ども園2園が設置されており、施設利用率は約75%であります。待機児童はなく受入れは整った状態ではありますが、入所希望者は年々増加しており、今後は休日保育や病児保育などの特別保育サービスの充実が求められております。また、乳幼児健診の受診率が年齢を追うごとに低くなっており、訪問指導や関係機関との連携を強化していく必要があります。さらに、不登校や引きこもりになる児童生徒もいることから、児童生徒への相談支援体制の強化も必要であると考えております。52ページをお開きください。

3のその他の保健及び福祉の向上及び増進につきましては、障害者手帳所持者数は、高齢化率の増加に伴い、近年減少傾向に転じてきておりますが、今後は、生活習慣病の若年化などから、手帳所持者の増加が懸念されております。高齢者や障がい者が社会参加するためには、道路や駅、建物等の生活環境面での障壁を取り除くことや地域や社会での交流の機会を増やすことが必要であり、児童については、障がいを早期に発見し、関係機関との連携により早期療育につなげることが重要であります。

次に、(2)その対策についてであります。

1の高齢者の保健及び福祉の向上及び増進につきましては、高齢者が住み慣れた地域や環境の中で、自立した生活が維持できるように環境整備を推進してまいります。そのために、生活支援のサービス提供を行うとともに生活習慣病の予防や転倒予防、介護予防に努めてまいります。介護保険については、必要なサービスを確実に受けられるよう、情報提供や相談体制の充実を図り、多様な介護サービス事業者の育成を図るとともに、各種在宅福祉サービスの充実にも努めてまいります。53ページをご覧ください。

2の児童の保健及び福祉の向上及び増進につきましては、妊娠、出産、育児に係る切れ目のない一貫した支援体制を確立するとともに、教育・保育に係る費用や医療等の経済的負担の軽減を図ってまいります。54ページをお開きください。

3のその他の保健及び福祉の向上及び増進につきましては、生活習慣の改善に向けた指導、普及等に取り組み、市民自らが主体的に健康づくりを実践できる体制づくりを推進してまいります。また、障がいのある一人ひとりのライフステージに対応した、地域生活支援体制の充実とお互いに支え合う意識の高揚に努めてまいります。さらに、乳幼児期からの障がいの早期発見と早期療育につなげる取組を進めてまいります。

(3)の事業計画につきましては、22事業を掲載しております。次に、57ページをお開きください。

第6章医療の確保についてご説明いたします。

(1) 現況と問題点についてであります。

保健・医療体制の充実につきましては、医療従事者の地域的偏在と診療科の偏在が生じており、地域医療は深刻な局面を迎えております。出水地区内における夜間一次救急医療体制については、医師不足により依然として生じている勤務医や開業医の夜間診療における疲弊の問題を解消する必要があります。本市は分娩を扱う医療機関がなく、市外の産科を受診せざるを得ない状況であり、大川診療所は、大川地区における重要な施設であります。患者数が伸び悩み、経営方法の検討が必要となっております。今日、住民の健康に対する意識は高まってきておりますが、疾病の予防、早期発見のために、健診や健康教育等を実施しながら

保健事業をさらに積極的に推進する必要があります。緊急搬送については、一刻も早い治療が望まれる患者を、鹿児島県ドクターヘリ運航事業における救急車搬送に関する相互応援協定に基づき鹿児島市へ搬送しており、今後もさらなる体制整備が必要と考えております。

次に、(2) その対策についてであります。

保健・医療体制の充実につきましては、各種健診、健康教育、健康相談、訪問指導等を通じて市民が主体的に行う健康づくりを支援し、市民の生涯にわたる健康増進に努めるとともに、市民が安心して必要な医療が受けられる体制づくりを促進してまいります。また、地域医療を守るためにも、救急医療体制への支援や協力体制の充実を図ってまいります。58ページをお開きください。

(3) の事業計画につきましては、3事業を掲載しております。次に、59ページをお開きください。

第7章教育の振興についてご説明いたします。

(1) 現況と問題点についてであります。

1の学校教育につきましては、本市の各小・中学校においては、豊かな心と健やかな体で、確かな学力を身に付け、主体的に考え行動できる「阿久根っ子」を目指しております。本市の児童生徒数は年々減少しており、特に小規模校の減少率が高く、複式学級が増加するなど教育上の諸課題が顕在化していることから、一定の学校規模の確保についての検討が必要です。また、本市の学校施設の耐震化率は100%を達成しておりますが、建築年度が古く老朽化した校舎等が残されており、施設改修を必要とする箇所が多いことから、建物の長寿命化の対策など計画的な改修を進め、児童生徒の安全性の確保と教育環境の改善を図る必要があります。また、情報化社会に対応したICT環境の充実、社会状況の変化や多様な学習活動に対応した教材の整備などを計画的に行い、児童生徒の学習環境の充実を図る必要があります。本市では、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者には就学支援を行っておりますが、援助を受ける保護者は増える傾向にあり、児童生徒が安心して学校に通えるような支援は継続する必要があります。また、学校給食センターで完全給食を実施し、児童生徒の体力の向上や健康増進に努めておりますが、安全でおいしい給食の供給に努める必要があります。

59ページから60ページにかけて、2の生涯学習の推進につきましては、現在、中央公民館をはじめ脇本、大川の地区公民館が生涯学習の拠点施設として活用されているほか、公民館類似施設として各集会施設も活用されております。今後は老朽化した各公民館等の施設の改修を図り、市民の学習、交流、スポーツ、レクリエーション活動等の気運をさらに高めるとともに、特色を生かした公民館活動を展開する必要があります。生涯学習の実現には、きっかけづくりとなる講座の開設などが欠かせないものの、年齢層などの偏りや、受講者の固定化も見受けられることから、市民の学習ニーズを把握しながら魅力的な講座の開設が必要です。また、社会教育団体においては、会員の減少や組織機能の低下が生じており、その解消と組織力の強化に努める必要があります。図書館の充実については、指定管理者制度の導入を行い、窓口サービス・利便性の向上、蔵書内容の充実、住民への貸出し促進を図ってきたところですが、施設が老朽化し、敷地が狭く国道3号沿いの立地であることから、施設の建設を推進する必要があります。

3の市民スポーツの推進につきましては、総合運動公園の施設を中心に各種スポーツが盛んに行われており、高齢者が気軽に楽しめるグラウンド・ゴルフなども校区や地区等で盛んに行われております。競技スポーツにおいては、各種団体や指導者の育成、一流の競技者に触れる機会の創出が必要であり、スポーツ少年団においては、急激な少子化に伴い団員の確保が年々難しくなっており、存続・維持についても苦慮している状況であります。また、スポーツイベント等においては、施設の整備充実と施設活用も含めた効果的な実施が望まれております。61ページをご覧ください。

(2) その対策についてであります。

1の学校教育につきましては、「学校・家庭・地域」が三位一体となり地域に開かれた信頼される学校づくりを通し、確かな学力を身に付け、主体的に考え行動できる子ども、豊かな心と健やかな体をもった児童生徒の育成を図ってまいります。また、学校規模の適正化について検討を進めるなど少子化に対応した活力ある学校づくりを行うとともに、老朽化した学校施設等の計画的な整備により、安全で良好な教育環境の整備と学習環境の充実を図ってまいります。さらに、経済的理由により修学や進学が困難な児童生徒に対する支援を行うとともに、学校の統廃合により通学が困難な地域に居住する児童生徒に対し支援を行ってまいります。

2の生涯学習の推進につきましては、市民が幅広く受講できる講座の開設に努めるとともに、自主講座への移行を支援してまいります。また、社会教育関係団体との連携を図り、生涯学習の推進に努めてまいります。さらに、生涯学習指導者養成研修会への参加促進を図り、各団体の活性化を支援するとともに、生涯学習活動の拠点である地区公民館、図書館の施設設備の充実を努め、中でも中央公民館の早期建築を進めてまいります。62ページをお開きください。

3の市民スポーツの推進につきましては、市民の生涯スポーツの実現のために、地域住民の誰もが、それぞれに応じた活動ができ、スポーツに親しめる環境づくりを進めてまいります。また、社会体育団体等やスポーツ少年団の育成充実と併せて、スポーツ指導者の養成・確保を積極的に支援し、組織づくりと活動の充実に努め、各競技団体の選手の強化と競技力向上に努めてまいります。自然を活用した海洋性スポーツの楽しさを広め、指導者育成と資質の向上を図るとともに、スポーツに親しめる環境の整備・充実を進めてまいります。63ページをお開きください。

(3)の事業計画につきましては、19事業を登載しております。

次に、65ページをお開きください。

第8章地域文化の振興等についてご説明いたします。

(1)現況と問題点についてであります。

本市においては、心豊かな市民文化を育成するため、芸術文化活動の普及と向上に努め、文化の薫り高いまちづくりを推進しておりますが、活動団体の構成員の高齢化や加入者の減少が年々進んでおり、団体自体も徐々に減少していることから、文化活動を担う人材の育成と、愛好者の底辺拡大が課題であります。また、文化芸術活動の拠点となる市民会館は、老朽化が著しく施設の維持、管理が困難になってきていることから、新たに市民交流センターとしての建て替えを進めております。市内の各地に点在する各種文化財については、保存し伝承に努めながら、文化財ガイドマップにより市民へ周知を図っておりますが、個人所有の文化財においては、管理状態に差があり、適切な保存と効果的な活用が図られていない状況にあります。各地で伝承されている郷土芸能については、人口減少や高齢化により、後継者や指導者の確保が困難になっており、その育成が課題であります。

(2)その対策といたしまして、市民が優れた文化芸術に直接触れる機会の創出を図るとともに、各地域で文化芸術活動を行っている団体の支援を行い、市民の文化活動を促進し、底辺の拡大を図ってまいります。また、市内各地に伝わる郷土芸能等については、地域が一体となって保存継承する意識を高め、郷土の貴重な財産を守っていくという郷土意識の向上を図ってまいります。さらに、文化財については破損や滅失の防止に努めるとともに、年次的な計画に基づき整備を行い、歴史民俗資料等の保存活用に努めてまいります。66ページをお開きください。

(3)の事業計画につきましては、再掲分を含め、6事業を登載しております。

次に、67ページをお開きください。

第9章集落の整備についてご説明いたします。

(1)現況と問題点についてであります。

本市の自治組織は77区あり、世帯数は平成27年3月末現在の住民基本台帳で10、43

3世帯となっております。このうち、高齢者比率が50%を超えた集落が18区、集落人口が50人以下の集落は7区であり、高齢化や人口減少化は進行の一途をたどっております。集落は、地域住民同士の生活扶助機能や農林漁業等の生産補完機能、農林地や地域固有の景観・文化等の資源管理機能など、重要な役割を果たしており、人口が減少していく中でこれらの機能の維持・向上が課題となっております。また、山間部の集落については、公共交通機関による輸送サービスが十分に確保されておらず、一部の地域に乗合タクシー事業等を導入しておりますが、引き続き市内全域を対象に交通手段の確保・利便性の向上に向けた施策に取り組む必要があります。

次に、(2)その対策についてであります。住み慣れた土地、住み慣れた地域で誰もが生活することができるように、生活の利便性の向上を図るとともに、生活環境の改善、福祉サービスの向上に努めてまいります。また、現状の自治会の形態を保ちながら、地域力を高めコミュニティ活動の活性化を図るため、地域づくり活動支援事業を推進してまいります。

(3)の事業計画につきましては、1事業を登載しております。

次に、68ページをお開きください。

第10章その他地域の自立促進に関し必要な事項についてご説明いたします。

(1)現況と問題点についてであります。

1の広域行政につきましては、北薩広域行政事務組合において、し尿・じんかい処理及びリサイクル処理並びに介護認定審査判定業務等を実施しているほか、阿久根地区消防組合において広域的に消防行政を推進しております。じんかい処理施設については、平成32年度に新施設を供用開始するものとして、建設地の決定や環境影響調査の実施がなされたところですが、既存施設の操業期間の再延長など解決すべき課題が残っております。

2の男女共同参画の推進につきましては、平成22年に「新あくね男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて各種取組を積極的、総合的に推進しておりますが、いまだ固定的性別役割分担意識による社会通念や制度・慣行が根強く存在しております。男女共同参画の推進は、これからの少子化の進行や超高齢社会の到来に対し、重要な役割を果たすものであり、男女共同参画社会の実現は、本市の重要課題のひとつであるといえます。

3の共生・協働につきましては、本市においては、ボランティアグループによる花植えやNPO法人による事業の展開など、さまざまな場面で市民が主体となったまちづくりが進められており、協働で地域に必要なサービスを提供する仕組みをつくる必要があります。次に、69ページをご覧ください。

(2)その対策についてであります。

1の広域行政につきましては、広域行政の継続した事業展開を図るとともに、周辺自治体との協力体制を強化するなど、効率的な行政運営を推進してまいります。

2の男女共同参画の推進につきましては、「新あくね男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり及び男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進を基本目標に掲げ、関係機関、市民との連携を図りながら、施策を推進してまいります。70ページをお開きください。

3の共生・協働につきましては、地域活動の中心となる人材の育成及びまちづくり活動に対する支援を行うとともに、地域に必要なサービスを市民の自発的活動などにより行えるよう、支援に取り組んでまいります。

(3)の事業計画につきましては、再掲分として1事業を登載しております。

以上で、議案第6号 阿久根市過疎地域自立促進計画（平成28年度から平成32年度）についての説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

岩崎健二委員長

課長の説明が終わりました。それではあした第1章から順次、章ごとに所管課を呼び、質

疑を行いたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上で本日の過疎地域自立促進計画特別委員会を散会いたします。ご苦労さまでした。

(閉 会 17時23分)

過疎地域自立促進計画特別委員会委員長 岩 崎 健 二